## 新宿区道路通称名設定要綱

平成21年3月16日 20新み道計第1596号 区 長 決 定

一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 28 新 み 道 計 第 8 号

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区に住み、働き、憩う者の道路愛護の精神を高めるとともに、道路交通上の 道しるべとしての効果を期するため、新宿区道等に道路通称名を設定することについて、必要な事項 を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において道路通称名とは、一般に広く使用されている道路の名称で、歴史、文化の保護の観点又は一般の通行往来の利便性、交通安全等の観点から普及する事が望ましいものを指す。

(募集方法等)

- 第3条 道路通称名の募集については、広く一般からの公募による。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は申請によることができる。

(検討委員会の設置)

- 第4条 区民等から応募された道路通称名を設定するために新宿区道路通称名検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。
- 2 検討委員会は、別表1に定める委員をもって組織する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、検討委員会の統括を行い、副委員長は、委員長を補佐する。
- 5 検討委員会の事務局は、みどり土木部道路課に置き、検討委員会の運営に係る庶務を処理する。

(検討委員会の役割)

- 第5条 道路通称名の設定の基準は、検討委員会が定める。
- 2 検討委員会は、応募された道路通称名を前項の規定により定めた基準(以下「基準」という。)による選定を行い、区長へ報告を行う。

(道路通称名の設定)

- 第6条 道路通称名は、検討委員会の報告を受け、区長が決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、道路通称名の設定が基準に合致する路線と認められる場合は、検討委員会の選定を経ることなく区長が決定する。

(普及活動)

- 第7条 区長は、道路通称名が広く利用され、親しまれるよう次に掲げる普及活動を行う。
- (1) 広報に掲載する。
- (2) 関係機関に通知する。
- (3) 区刊行の地図等は、可能なものについては使用する。
- (4) 一般刊行物についても、できるだけ使用させ、普及が図れるように協力依頼をする。
- (5) 道路通称名を表示した道路標識等の設置に努める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、みどり土木部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

(東京都新宿区道通称名設定要綱の廃止)

2 東京都新宿区道通称名設定要綱 (63 新土計第 186 号) は廃止する。

(東京都新宿区道通称名設定要綱の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行前に同項の規定による廃止前の東京都新宿区道通称名設定要綱に基づき設定した通称名は、この要綱に基づき設定した道路通称名とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表1 (第4条関係) 検討委員会組織

71- VI 11:B4117 B414317 E414317				
委員長	学識経験者 1名			
副委員長	みどり土木部長、学識経験者 1名			
委員	<ul> <li>・学識経験者 1名</li> <li>・区民委員 2名</li> <li>・地域コミュニティ課長(地域振興部)・文化観光課長(文化観光産業部)・産業振興課長(文化観光産業部)・土木管理課長(みどり土木部)</li> </ul>			

# 道路通称名選定基準

(総則)

第1条 新宿区道路通称名設定要綱第5条第1項の規定による道路通称名の選定に関しては、この基準の定めるところにより道路通称名の選定を行い区長に報告するものとする。

#### (路線種別)

- 第2条 道路通称名の命名対象とする路線については、次の各号に適合するものとする。
- (1) 区道
- (2) その他、特に必要と認められる私道等

### (選定)

- 第3条 公募もしくは申請された道路通称名について、次の各号に適合することにより選定を行うものとする。原則として次の各号の複数以上に適合する道路通称名について選定を行う。
  - (1) 区民等からの公募が多いなど沿道地域が要望する名称であること。
  - (2) 古くより地域で普及している名称があり、後世に伝える必要性の高いものであること。
  - (3) 文化財、著名地点、坂、橋りょう、公共施設など新宿の文化や歴史を伝えるうえで普及させていくことが望ましい名称であること。
  - (4) 商店街など賑わいのある路線であること。
  - (5) 歩行者や車両などの行き交いの多い路線であること。
  - (6) 利便性の向上から、ふさわしい延長及び幅員の路線であること。
- (7) その他、特に必要と認められるもの。
- 2 実在する個人名を含む名称、その他、道路通称名に馴染まない名称は選定を行わない。

#### (区間及び名称の形式)

- 第4条 道路通称名は、原則として起点及び終点を交差点に置くこととし「〇〇通り」「〇〇道」「〇〇横丁」と標記するものとする。
- 2 前項の規定により難い場合は、別の標記による事ができる。

# 道路通称名設定申請書

新宿	V E.	
新佰	区長	宛

申 請 者 住 所

氏 名

印

連絡先

下記の路線について、新宿区道路通称名設定要綱第3条第2項による道路通称名設定の申請を行います。

①道路の通称名 ②区間(目標物など) から まで ③理由や由来 ④名称に対する地域の意見等			
②区間(目標物など) から まで ③理由や由来	①道路の通称名		
から まで ③理由や由来			
から まで ③理由や由来			
から まで ③理由や由来	②区間 (日樗物かど)		
③理由や由来			
③理由や由来			
③理由や由来		2	
	(),	5	
	③理由や由来		
④名称に対する地域の意見等			
(4)名称に対する地域の意見等			
	④名称に対する地域の意見等		